

那霸市教育委員会会議録

平成30年度(2018年度)第22回(定例会)

署名人 喜屋武裕江

教育長 田端一正

開催日時 平成31年(2019年)3月28日(木)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時58分

開催場所 那霸市役所11階 1101AB会議室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

[事務局職員]

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

(総務課) 仲程直毅課長、森田勝副参事、赤嶺明日香主幹、平安真希子主査、奥浜隼人主査

(市民スポーツ課) 山下恒課長、島袋久美子主幹、前田正太主事

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 馬上晃課長、上江洲寛副参事

(学校給食課) 伊禮弘匡課長、久貝斉主幹、幸地英子主査

(学校給食センター) 仲村功所長

【こどもみらい部】儀間ひろみ副部長

(こども政策課) 平良進課長、並里しげみ副参事、玉城亜希巳

【市民文化部】徳盛仁部長

(文化財課) 末吉正睦課長、根路銘敦子主幹、山城正章主幹

議事日程 ※日程1は非公開案件に該当

1 報告4 教育長が臨時代理したことについて ※教職員の内申について【学校教育課】

- 2 議案第 44 号 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について
【学校教育課】
- 3 議案第 42 号 那覇市学校給食運営審議会規則制定について 【学校給食課】
- 4 議案第 43 号 那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について
【学校給食課】
- 5 議案第 38 号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について
【総務課】
- 6 議案第 39 号 那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係規則の整備等
に関する規則の制定について 【こども政策課】
- 7 議案第 40 号 那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係訓令の整備に
に関する訓令の制定について 【こども政策課】
- 8 報告 1 第 2 次教育振興基本計画の進捗状況について（幼稚園関係分）【こども政策課】
- 9 報告 2 第 2 次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）【文化財課】
- 10 報告 3 平成 30 年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について 【総務課】
- 11 議案第41号 那覇市スポーツ推進計画の策定について 【市民スポーツ課】

会議録作成（総務課）平良俊弥主査

田端教育長 ハイサイ それではただいまから平成30年度第22回教育委員会会議（定例会）を始めていきたいと思います。本日は議案が11件あります。円滑な進行にご協力を願いしたいと思います。本日の会議録署名は喜屋武委員にお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願ひします。それでは非公開の可否について、委員の議決を諮りたいと思います。報告4は人事に関する案件であるため、非公開とすることが適当であると思われます。報告4を非公開として、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開～

田端教育長 非公開を解きます。続きまして、議案第44号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 議案第44号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成31年3月28日提出。教育長 田端 一正。提案理由 児童・生徒の欠席の取り扱いについての規定を整備し、及び学校に置かれる職員の職務について規定し、併せて所要な規定を整備等するためでございます。詳細は学校教育課より説明いたします。

田端教育長 馬上学校教育課長、お願ひします。

馬上課長 説明いたします。資料の方をお開きください。表がございます。那覇市立小学校及び中学校管理運営規則（平成2年那覇市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するということで、改正前と改正後がそれぞれ左と右に分かれています。改正部分は、第8条の2 欠席の取り扱い、第20条 職員、第20条の2 職務について、そして、第28条の2 事務長、第29条 その他の主任、第31条の2 共同学校事務室になります。具体的な説明は担当より行います。

田端教育長 お願いします。

上江洲副参事 説明いたします。まず第8条の2でございますが、これまで曾祖父母の欄がなかつたので記載してあります。それから第20条でございますが、20条の1から3につきましては、法律に合わせて整理しました。それから第28条の2につきましては、今回、県より改正例が示されましたので、県の改正例に合わせて整理しております。その後、第31条でございますが、学校事務連携室を共同学校事務室に名称変更いたしました。こちらの方も法律に合わせて名称を変更しております。以上でございます。

田端教育長 ただいまの件、忌引きの中に曾祖父母を入れたこと、それから学校における様々な職種の身分について説明文を入れたということ、それから事務連携室を共同学校事務

室という名称に法律に合わせたということですね。以上の3点が主な改正ということですが、この件について何かありましたらお願ひします。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 この共同学校事務室のブロック単位というのは、大体、いくつ位のブロックに分かれているのでしょうか。

上江洲副参事 那覇市内に11のブロックがございます。大体、1ブロック当たり5、6校程度の学校ですね。組み合わせについては近隣学校の組み合わせとなっています。

平良委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 補足で、主に何をやっているのかを、概略の説明をお願いします。

上江洲副参事 主に学校職員の認定作業をしております。大体、週に1回、1つの学校で実施校という学校がありまして、そこに集まります。概ね、水曜日の午前中辺りになると思います。そこに県費職員が集まりまして、そこでそれぞれの学校の職員の通勤手当であったり、諸手当であったりの認定作業をしています。

本仲委員 新任の事務職員がベテランから習うことができるし、こういうふうな形は凄く良いなと思います。この学校事務連携室を共同学校事務室に名称を変更したのは、国の法律に合わせたということですか。

上江洲副参事 法律に合わせて名称を変更しております。実際、那覇市では、今、事務加配ということで加配を入れていただいているんですが、その名称が法律と合わないものですから、派遣の対象外になりますよということがあったものですから。

本仲委員 そういう理由があるんですね。学校事務連携室がある程度定着しつつありますが、まだ10年満たないですよね。だからやっと定着してきたという時に、また共同学校事務室と名称を変えるのかなと思ったのですが、これは法律に合わせたということですね。

田端教育長 これは簡単に説明しますと県費負担教職員の旅費・住居手当・通勤手当、いわゆるこの手当関係が、これまでにはいったん学校の事務職員が査定をして、整理をして、それを教育事務所に送って、教育事務所で最終的に確認をして、それから支給をするということで時間がかかっていたんですね。そこで認定権限を各学校に下ろしてですね、各学校の事務で終わって、支給できるようにスピードアップしたんですよ。ただ、事務職員1人でやるとなると、事務職員にもいろいろ経験差がありますので、それをブロックに分けて、共同でやることにしたんです。そうすることで精度も上がりりますし、スピードアップも図られるというのが共同学校事務連携室だったんですけど、その名称を法律に合わせたということになります。よろしいでしょうか。それでは、議案第44号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおりで異議はございませんでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第44号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の

一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第42号「那覇市学校給食運営審議会規則制定について」と議案第43号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」は関連性がありますので、一括して説明をお願いします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 議案第42号「那覇市学校給食運営審議会規則制定について」、那覇市学校給食運営審議会規則を別紙のとおり制定する。平成31年3月28日提出。教育長 田端一正。提案理由 那覇市学校給食運営審議会を設置し、それに伴い那覇市学校給食センター運営委員会規則を廃止するため、この案を提出する。続きまして議案第43号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成31年3月28日提出。教育長 田端一正。提案理由 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。詳細については学校給食課の方から説明いたします。

田端教育長 伊禮学校給食課長、お願いします。

伊禮課長 まず議案第42号「那覇市学校給食運営審議会規則制定について」、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。この規則の主旨としましては、那覇市附属機関の設置に関する条例第3条の規定に基づき、那覇市学校給食運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。条例につきましては、先だって申し上げたところでございます。担任事務としましては、「教育委員会の諮問に応じて、学校給食の運営その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する」としております。第2条第2項の方で「審議会は前項に規定する事項に関し必要と認める事項を教育委員会に建議することができる」としております。この部分は、審議会の方で自発的に意見を申し出ることができるというふうにしております。第3条の組織としましては、委員15人以内としております。委員の構成としましては、小学校・中学校の校長、小学校に在籍する児童また中学校に在籍する生徒の保護者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者としています。想定として、校長につきましては4人、保護者につきましても4人、学識経験者2人というふうにしております。その他教育委員会が必要と認める者として、栄養教諭等2人、また、衛生に関することも審議しますので、一般法人ですけれども沖縄環境科学センターの職員等、また学校給食の食材等の調達に関わっていただいている沖縄県学校給食会の職員も予定しております。後、必要に応じて臨時委員を置くことができるようにしております。次に第7条の方で部会を設けることとしております。想定している部会につきましては、学校給食費の予算・決算等を審議していただくような形での部会を想定しております。後、付則の方ですけれども、この規則は平成31年4月1日から施行いたします。備

考の方で、那覇市学校給食センター運営委員会規則は、この規則にあわせて廃止するというふうになってございます。運営審議会規則については以上でございます。

続きまして議案第43号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。まず規則の名称を「那覇市学校給食センター管理規則」から「那覇市学校給食センター受配校に関する規則」ということで改めております。第1条の方で受配校についての定義でございます。そして第2条の方ですけれども、これまで受配校を給食実施校と表記しておりましたけれども、これを一般に使われています受配校に改めたいと思います。その表の中で、高良小学校と宇栄原小学校の方を受配校とする新たな給食センターとして高良学校給食センターが、今、建築工事中でございまして、その部分を新たに加えてございます。第2条第2項につきましては、教育長は天災その他の事由により必要があると認めるときには受配校を臨時に変更し、または追加することができるということで、これは工事等で単独校を一時的に受配校としたりすることができるというものです。現行の第3条につきましては、一部、先程の第2項の方に変える部分と、そして給食の停止につきましては、基本的に給食センターに限らず、単独校についても必要な部分でございますので、別途要綱等で停止する場合について規定する形を予定しております。次のページ、現行の規定にあります連絡協議会、こちらは基本的に内部組織となってございますので、教育長に委任された事務の範疇になっているということで、規則ではちょっとそぐわない部分がございますので、こちらについても、別途、要綱等で定めていきたいと考えてございます。付則の方ですけれども、この規則は平成31年4月1日から施行する。ただし書きのほうですけれども、高良学校給食センターを加える部分につきましては、条例の方も、完成の時期等がまだちょっとはつきりしていませんので、教育委員会規則で定めるとしております。その部分を引用する規定となってございます。後、この付則のほうで「学校給食センター設置条例の一部を改正する条例で、公布の号がちょっと抜けておりますけれども、こちらの条例が先日公布されましたので、条例第6号となります。以上でございます。

田端教育長 ありがとうございました。ではこの議案第42号と議案第43号について、ご質問、ご意見、ありますでしょうか。比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 この運営委員会の構成が15名以内ということで内訳が書かれているのですが、学識経験者やその他、栄養士とか、学校医とかというのは、どの運営委員会から出すかということを決めるのは、人数配置とか、どこで推薦して決めるのかということをお聞きしたいなと思います。

田端教育長 伊禮学校給食課長、どうぞ。

伊禮課長 現行にあります給食センターの運営委員会の委員が、そのまま移行するわけではなくて、別途、学校の校長先生につきましては小中学校の校長会の方に推薦を依頼して、

保護者代表につきましては、那覇市PTA連合会の方に依頼したいと思っております。学識経験者につきましては、想定しておりますのは、琉球大学の教授、後、沖縄大学の方でこの4月から管理栄養学科というものが設けられますので、そちらの方の教授等をお願いできればと考えております。学校医につきましては、学校教育課の方にお願いしようかと考えております。また、栄養系につきましては、こちらの方で2人推薦を考えております。そういう形で構成をいたしたいと思います。

比嘉委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 他にありますでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 今まで運営委員会というのがあって、そのイメージからするとこれまでの運営委員会というのは、小規模でこまわりもきいていると。ところがこの運営審議会というのは、かなりまとまって大きくなっているイメージがある訳ですけれども、これまでの運営委員会というのは、例えば学校現場のいろんな意見とか、要望とか、そういうふうなものも話し合いに出てくる雰囲気があるような感じがするんですよ。それがこの運営審議会になってくると、こういうふうな声が届くのかどうかというのが、ちょっと心配であるわけですよ。校長先生たちも会議に出るのは大変ではあるのでしょうかけれども、運営委員会ではこういうふうな学校現場の声が行き届くような性格だったと思うだけれども、運営委員会が審議会に代わる必要性というのかな、そういうふうなものをちょっと聞いてみたいなと思います。先程の説明の中にもあったかも知れませんが、教えていただきたい。

田端教育長 伊禮学校給食課長、どうぞ。

伊禮課長 今回、運営審議会を立ち上げたいという部分につきましては、単独校も含めまして、那覇市の学校給食全般について、その方向性とかそういった部分を審議するものが必要であろうということで設けたものであります。後、これまでの運営委員会の部分に代わるものとして、これまで学校給食センターと受配校との連絡につきましては、連絡協議会というものございました。実質、この学校給食センター管理規則の中にあります、この連絡協議会は、実態としては、給食主任連絡会という形で、教員であります給食主任と給食センターとの連絡を毎月設けてございまして、その部分は先程ありましたように要綱の方で、改めてその学校とのその計画とか、要望等を現場を通して連絡をとりあっていきたいと考えています。

田端教育長 せっかく表があるので、これで説明してもらって良いですか。後ろの5ページに付いていますので、これは現行と改正後ということですよね。概略だけ説明をお願いします。伊禮学校給食課長、お願ひします。

伊禮課長 現行の給食センター運営委員会につきましては、各給食センターにそれぞれ受配校の校長・保護者代表の形で構成されておりまして、現行12の運営委員会が設置されてございました。単独調理場につきましては、それぞれ単独校の方で校長に任されて

おりましたけれども、そういう部分を新たに設けます審議会の方では、これまで運営委員会の方で審議されてきました予算・決算につきましては部会を設けて、その中で単独校の分も含めて審議をしていただくという形を作りまして、審議会そのものとしては、全体の方向性や方針とか、あるいは食育の在り方とか、諸々の課題を審議していただいて、その意見を聞きながら学校給食を運営していきたいということでの、運営審議会の設置であります。以上です。

田端教育長 今、本仲委員から質問があったのは、細かい学校、個別ごとの課題とか、そういう声も吸い上げられて審議に反映できるんですよね、というご質問だったんですけど、この辺は大丈夫ですか。

伊禮課長 先程、お話をいたしました主任連絡会の方から、課題は出てくるものと考えており、その中で必要があれば、また審議会で検討していただくという形になります、

田端教育長 吸い上げていって課題解決に向けて進めて行くということあります。他にございますか。よろしいでしょうか。それでは議案第42号と議案第43号につきましては、原案のとおりで異議はございませんでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。それでは議案第42号「那覇市学校給食運営審議会規則制定について」、それから議案第43号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり議決されました。

それでは続いて、議案第38号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。屋比久生涯学習部長、お願いします。

屋比久部長 議案第38号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成31年3月28日提出。教育長 田端 一正。提案理由 平成31年度教育委員会の組織改正に伴う室の設置、教育委員会の所管に属する付属機関の改廃等及び幼稚園の認定こども園移行に伴う事務分掌の整備を行うため、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課から説明を行います。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 ページを捲っていただきまして、2ページ目になりますけれども、左側が改正前で、右側が改正後になります。まず第5条関係ですが、市民スポーツ課内に高校総体推進室を設置しますので、それを記載いたしました。現在はグループという形ですが、それを室としまして、室長を置いて室として進めていくことになります。それから第12条関係なんですが、附属機関ということで、先程、那覇市学校給食運営審議会というのが、給食課の方から規則の改正等々ありましたけれども、この組織等に関する規則上でも設置を明記します。庶務担当課は給食課がやるということで、左側の

那覇市学校給食センター運営委員会というのは廃止されます。これに代わるということになります。続きまして、別表第1の生涯学習部に関する事項という部分で、施設課の部分ですね。学校用地の関係なんですが、幼稚園用地を含むというのが左側に下線されていますけれども、認定こども園に移行されるということでございますので、この部分、「幼稚園用地を含む」を削除いたします。そして、この規則の施行は平成31年4月1日から施行していくということでございます。以上でございます。

田端教育長 それでは、この件について、ご意見、ご質問ありますでしょうか。大丈夫ですか。
全員 異議なし。

田端教育長 それでは異議がないということですので、議案第38号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。続いて、議案第39号「那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定について」、儀間こどもみらい部副部長お願いします。

儀間副部長 議案第39号「那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定について」、那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係規則の整備等に関する規則を別紙のとおり制定する。平成31年3月28日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市立幼稚園の全てが幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、関係する規則について所要の規定の整備等を行うため、この案を提出するものでございます。詳細につきましては所管課長の方から説明させていただきます。

田端教育長 それでは平良課長、どうぞ、お願いします。

平良課長 それでは次のページから、規則の改正の部分でございます。今回、那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係規則の整備に関する規則でございます。全ての幼稚園がこども園に移ったために幼稚園がなくなるということで、規則を改正するものでございます。

那覇市立教育研究所設置条例施行規則の一部改正につきましては、改正前が左側、改正後が右側となっておりますが、第2条の研究協力機関等というものに対して、右側の下線部の認定こども園という文言を追加しております。

続きまして那覇市教科指導員設置に関する規則の一部改正でございますが、委嘱の部分でございまして、その第3条第1項第1号の部分で市内の幼稚園という表現がございますが、こちらを削除する改正となっております。そして第6条の方は字句の整理でございまして、「および」という文字を漢字に改めるものでございます。

続きまして那覇市立学校施設の使用に関する規則の一部改正でございますが、次のページ、使用許可の要件という部分でございますが、こちらについては、「教育長又は学校長」の後に「(幼稚園にあっては園長をいう。以下、同じ。)」という部分の

カッコの部分を削除するものでございます。続きまして、中段の部分でございますが、第2号の様式関係の「学校長」の後に「(園長)」というカッコしてございますが、そちらも削除でございます。

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正ということで、次のページでございますが、別表の第2条関係でございますが、職員の範囲・週休日・勤務時間の割り振り等が記載されておりますが、その中に、幼稚園に勤務する職員ということで記載がございますので、これを全て削除するものでございます。

続きまして那覇市教育委員会公印規則の一部改正でございますが、次のページがその内容となっております。その中で、幼稚園印・園長印という表現がございますが、こちらを削除するものでございます。

続きまして那覇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する条例施行規則の一部改正でございますが、第2条に災害発生時の報告ということで、こちらも校長の後に「(園長を含む。以下同じ。)」という部分がございますが、こちらを削除するものでございます。

続きまして次のページ、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の一部改正でございますが、第1条の主旨の部分でございますが、そちらの下線部分、園児という表現がございますが、こちらを削除して、その後の「生徒の保護者（法15条第1項第6号）に規定する」という表現については、第6号の部分に条ずれが起っておりますので、これを第7号に変更するものでございます。そして第2条、共済掛金の額の部分でございますが、こちら第1号と第2号からなっておりますが、第1号の部分が幼稚園の園児1人につき年額120円という表現については削除することに伴い、第2号の部分を本文に溶け込まして改正するものでございます。そして第4条の共済掛金の納入という部分については、同じく表現の部分で「校長又は園長」という表現がございますけれども、こちらも園長を削除するものでございます。

続きまして那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正でございますが、次のページの別表第2の部分の8の方で、那覇市立幼稚園に関する事務のうち、次に掲げる事務という内容を全て削除するものでございます。

続きまして那覇市立幼稚園の臨時教育職員の身分取扱いに関する規則等の廃止でございますが、ここで掲げている第1号から第3号まで全て廃止するものでございます。

最後に付則としまして、この規則は平成31年4月1日から施行するというふうな内容でございます。以上が議案第39号の内容となっております。

田端教育長 ありがとうございました。ではただいまの件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 那覇市立教育研究所の部分の改正後なんですが、「必要に応じ市内の幼稚園」とい

- う項目が入っているのですが、市内の幼稚園はまだ存在するのですか。
- 平良課長 こちらは、市内の幼稚園の場合は、私立幼稚園があるので表現をしたところでございます。
- 比嘉委員 ありがとうございます。
- 田端教育長 他にありますか。本仲委員、どうぞ。
- 本仲委員 これは認定こども園に移行に伴う関係規則について整合性をとった訳ですね。逆に直してほしい所はありますか。
- 平良委員 こども園の方の条例規則等も既に整理しており、整合性があるものですから。
- 本仲委員 先程、比嘉委員が質問したことについて、私もあり、これ混乱するのかなと思ったのですが、すぐに回答をいただきましたので。
- 田端教育長 この件について、よろしいでしょうか。他に質問等は大丈夫ですね。それでは議案第39号「那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定について」は、原案のとおりで異議はございませんか。
- 全員 異議なし。
- 田端教育長 ありがとうございます。議案第39号「那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定について」は議決いたしました。
- 続きまして、議案第40号「那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について」を議題といたします。儀間こどもみらい部副部長、お願いします。
- 儀間副部長 議題第40号「那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について」、那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を別紙のとおり制定する。平成31年3月28日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市立幼稚園の全てが幼保連携型認定こども園への移行することに伴い、関係する訓令について廃止を行うため、この案を提出するものでございます。内容につきましては、所管課長の方から説明いたします。
- 田端教育長 平良課長、お願いします。
- 平良課長 それでは那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令でございます。次に掲げる訓令は廃止する。第1号 那覇市立幼稚園職員服務規程、第2号 那覇市立幼稚園処務規程、以上2件を廃止する内容でございます。そして付則として、この訓令は平成31年4月1日から施行するという内容となっております。
- 田端教育長 ありがとうございました。ではこの件について、ご意見、ご質問等、ありますでしょうか。大丈夫ですね。それでは、議案第40号「那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について」は、原案の

とおりで異議はございませんでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第40号「那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について」は、議決いたしました。続きまして報告1であります。「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（幼稚園関係分）」の説明をお願いします。こどもみらい副部長、お願いします。

儀間副部長 報告1「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（幼稚園関係分）」でございます。第2次教育振興基本計画の幼稚園関係分の進捗状況について、別紙のとおり報告する。平成31年3月28日提出。教育長 田端 一正。報告理由といたしまして、第2次教育振興基本計画の幼稚園関係分の進捗状況について、那覇市目標管理制度の書式を活用して報告するものでございます。詳細につきましては、所管課長の方から説明いたします。

田端教育長 平良課長、お願いします。

平良課長 ページを捲っていただき、組織目標管理という表でございます。部の使命としましては「子育てのたのしいまち なは」の実現に向け、部内外・関係機関と尊敬と敬意、認め合う関係を構築し、子ども・子育て支援の環境を整えること。課の使命としまして「子育てのたのしいまち なは」の実現という部分という部の使命等の達成に向け、課の経営資源（予算、人、物、時間）を効率的に投下し効果的に取り組むこととなっております。

課の組織目標としまして、大きく3つに分けております。まず1項目目が、①認定こども園の円滑な移行と施設の民設型建設の推進 ②公立認定こども園へ移行する園への給食を提供するための方策を検討というものでございます。達成水準としましては、①は14園の幼稚園のこども園への移行。②は平成31年度に公立こども園で現事業者以外の給食の提供を実施という達成水準を掲げておりました。これについては、達成度としましては、平成30年度は達成という内容になっています。達成状況といたしましては、①14幼稚園のこども園へ移行業務は順調であるということ、②公立こども園5園へ与儀の給食センター、こちらは保育所給食センターでございますが、こちらからの給食提供実施に向けて進んだという所でございます。課題としましては、公立こども園全園での給食提供の計画の見直しの検討が、今後、必要となってくるということでございます。続きまして、次の項目でございますが、放課後総合プランの推進としまして、①学校施設内設置にむけた取組みとモデル事業案の策定 ②児童厚生員の処遇改善等という項目でございますが、①の達成水準としましては、児童クラブの学校内への新規設置2か所及びモデル事業案の検討要求。②は最適な案の検討と要求という形で達成水準が設定されております。達成状況としましては、②の放課後児童支援員等の処遇改善等事業の支援の単位の拡充を平成32年度より実施するため

実施計画に計上できたということで達成としており、①についてはモデル事業として教室等へ放課後時間のみ児童クラブが設置できないか等の検討が学校側と調整ができなかったということで未達成としております。トータルとしてこちらの項目については未達成という形になっています。続きまして、3番目の項目ですが、目標達成に向けた組織体制の確立ということで、①こども政策課とこどもみらい課の再編 ②指導・助言、研修部門等への専門職の配置の検討 ③現場職員の組織定数の在り方の確立ということで3つ挙げております。こちらについては達成状況としまして達成となっております。その達成状況の内容としましては、①と②には、新たな課の設置に伴い、専門職を増員することで達成ができました。③については、公立施設の施設整備及び定員配置計画における組織のあり方の整理ができたということで達成というふうになっております。課題としましては、公立施設の施設整備及び定員配置計画を今後進めていくということが課題となっております。以上が、こども政策課関係の目標管理の報告でございます。

田端教育長 ありがとうございます。ではただいまの件について、ご意見、ご質問等、ありましたらお願いしたいと思います。平良委員、どうぞ。

平良委員 放課後総合プランの推進という中で、放課後の教室等に児童クラブが設置できないかとのことですけれども、これは使われている教室なんですか、それとも空き教室を予定しているのですか。ちょっと教えていただきたいと思います。

平良課長 こちらに書かれている組織目標としては、使われている教室を想定しています。例えば、低学年が授業を終わった後、放課後に児童クラブとして活用できないかということで検討したということでございます。

田端教育長 喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 これは未達成の状況として、学校と調整できなかったというのは、これは何か原因とかがわかっているのであれば教えてください。

田端教育長 はい、平良課長どうぞ。

平良課長 新たな放課後児童クラブの建設とかについては着手することができたんですけども、ここで未達成となっている、利用されている教室を放課後に児童クラブとして切り替えるモデル案にあたっては、慎重にしないといけないという部分もあって、学校側の意向を細かく聞いていかなければいけないという部分もございます。なかなかここまで学校側と話ができなかったという所が、今回、この組織目標を達成できなかったということでございます。

田端教育長 他にありますでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 今のことに関連してお聞きします。この放課後時間を利用するということについて、学校と調整していくということで、今後の方向性をどのようにするのかな思っているんですけども。学校という所は、今まででは子ども達の安全確保ということで、学校

が終わったら、なるべく早くお家に帰るというような考えだったんですが、子ども達が放課後お家に帰つたら何をするかということを考えた時に、やっぱり学童とか放課後児童教室とか、学校も協力をていきましょうという所まで来ているわけですね。これに一步踏み込んで、日頃、授業で使っている教室も利用できないかということですけれども、これについては、今後、僕は可能じゃないかなと思っているんですよ。ただ、そのためには一つ条件があって、例えば放課後子ども教室とかでも責任の所在はどこにあるかという話が必ずです。そこで、いやいや校長ではなく、ちゃんと見る人がいますよというような、校長や学校職員、特に学級担任の不安を解消することができることが大事なんです。今、放課後児童クラブも学校施設を開放していくような方向に変わってきたと、教室を使おうとしている訳ですから、この辺の条件整備をしっかりとして進めて行かないと。ただ単に授業が終わったから使わせてくださいというふうになるんだったら、学級担任は学級設営もしているし、翌日の授業づくりや教材研究も残ってやるわけですから、この辺の条件整備をキチッとされないと、安心してどうぞという形にはおそらくならないと思います。だからそういう方向に持て行くためには、こういうふうな不安を一つ一つ解決するような準備がないといけないなというふうに思っています。ハードルは高いじゃないかな、今の段階ではね。

田端教育長 はい、どうぞ。

儀間副部長 ありがとうございます。我々としても、課題として大きく捉えておりますので進めにあたって、しっかりと先進地の事例を学び、それを根拠にできる所から進めていきたいというふうに考えております。

本仲委員 学校長に、なぜ放課後にこの教室を使わないとできないのかという、その辺のちゃんとした根拠と納得できるような理由と、それから条件はこうですよというふうなことが、明確に示していかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。学校の方もどんどん変わってきてますよ。校長も、先生方も、保護者も変わってきてますので、しっかりととした段取りを一步一步進めて行けば良いなと思います。子どもを守るためですし、子どもの健全育成につながる施策ですので、どうぞ、進めてください。

田端教育長 はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 関連して聞いてみても良いですか。学校の放課後の教室を使うということは、責務も多くなってくると思うのですが、これが上手くいっている地域とかはあるのでしょうか。他の都道府県でも構いませんので教えていただけますか。

平良課長 教室をそのまま転用してやっている所というのが、あんまり無くてですね、東京などちらかにあるというふうな話ですので、その辺はちょっと視察を入れながら、研究していきたいなと考えているところです。ただ、先程、本仲委員からもお話をあったように、やはり責任の問題とか、先生方が授業の後に教材研究をする場とか、そこに

ある学校の備品の管理だとかという課題がやはりありますので、その辺をどう切り分けていくかという部分とか、やはりそれは学校の先生方の理解等を得ながらやらないとうまくいかないという部分で、その辺の工夫をどうしていくかということもあります。また、セキュリティ的な問題とか、この放課後児童クラブというのは、「生活」であるわけですから、そこで例えば食事をしたりとか、この辺の管理の問題とかもあります。こうした課題が色々あって、その辺をどう整理をしてうまくやっていくかですね。今の親のニーズというものは、ただ、児童クラブがあれば良いということではなくて、なるべく放課後にいったん学校から出るのではなく、学校内に留めて、要は移動をなるべくしないで、できれば学校内で放課後を過ごしてもらいたいというニーズが大変高いものですから、この辺をどう整合性を図りながらスイッチして行くかということでおざいます。

本仲委員 大事なことだと思いますね。

平良課長 ゼビこういう施策も進めていかないと、やはり、これからニーズに応えていかなければいけないのかなというところでございます。

本仲委員 もう一つ、一般的な考え方としては、学校は子ども達の教育を抱え過ぎじゃないかという考えがあります。子どもは一日の時間の中で、学校で生活する時間はうーん長いわけですよ。それに加えてまたかという話になってくるので、この辺をキチッと説明をしていかないといけないと思います。

田端教育長 よろしいでしょうか。他にありますか。休憩します。

～休憩～

～再開～

田端教育長 再開いたします。それでは、他に質問はありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、報告1「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（幼稚園関係分）」は、終了したいと思います。

それでは、報告2「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）」の説明をお願いします。

徳盛部長 それでは、報告2「第2次教育振興基本計画に係る文化財課関係分の進捗状況について」、那覇市目標管理制度の書式を活用して報告いたします。詳細は文化財課より報告いたします。

田端教育長 お願いいいたします。

末吉課長 お配りいたしました進捗管理シートをご覧ください。第2次教育振興基本計画に関連する文化財課の組織目標は1から4番目でございますので、順次ご説明いたします。まず1番目の壺屋焼博物館観覧者増でございますが、壺屋焼物博物館の平成29年度の入館者29,649人の1%増、29,945人以上が達成水準でございますが、目標達成は困難な状況でございます。3月26日現在、入館者数は27,063人で、

目標を達成するためには、2,882人以上の入館者を必要といたしますが、31日までの5日間で達成は困難な状況でございます。未達成の主な要因は、台風24号・25号の影響による2日間の臨時休館、そして11月の入館者の対前年度37%減です。毎年、文化の日に無料開館を行っておりまして、多くの入館者を記録するのですが、今回は雨天で、しかも強風で荒れた天気でございまして、平成30年11月の入館者は、前年度に比べて約4,000人減でございました。なお、11月と平成31年1月を除く、各月の入館者は前年度を上回っております。続きまして2番目、玉陵の入園者増です。玉陵の平成29年度の入園者63,224人の1%増、63,856人以上が達成水準で、目標は達成の見込みでございます。3月26日現在の入館者数は63,257人で目標達成には599人以上の入館者が必要でございますが、31日までの5日間で目標は達成できる見込みでございます。玉陵の国宝指定が目標達成の主な要因と考えております。続きまして3番目、識名園の入園者増でございます。識名園の平成29年度の入園者72,500人の1%増、73,225人以上が達成水準で目標は達成の見込みです。3月26日現在の入園者数は72,128人で目標達成には1,097人以上の入園者が必要ですが、31日までの4日間で達成する見込みです。入園者数が伸びなかつた要因といたしましては、台風24号・25号の影響による5日間の臨時休園、それから12日間の一部閉園の影響があつたものと思われます。最後に4番目、収蔵庫の確保及びあり方の検討でございますが、こちらはすでに目標を達成しております。文化財課では発掘調査による出土遺物を5ヶ所の収蔵庫に分散して収蔵しております。個人住宅の建設や開発等に伴い、発掘調査による出土遺物が増え続けており、収蔵庫の確保が課題となっております。そのため、今年度から企画調整課、財政課職員を加えたワーキンググループを設置いたしまして、具体的な検討を行っております。今年度はプレハブ構造の仲井真収蔵庫が老朽化で使用できなくなつたこともございまして、仲井真収蔵庫の移転先を検討し関係部署と調整の上、エコマール那覇プラザ棟1階に移転先を確保することができました。以上が文化財課の組織目標の説明でございます。

田端教育長 ありがとうございました。ただいまの件について、ご意見、ご質問等、ありましたらお願いしたいと思います。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 この未達成のものというのは、主な要因としては、台風と、あと祝祭日に悪天候が重なつて未達成になつているということであるならば、そんなに問題はないのではないかなどというふうに思います。別な案としては、沖縄は台風が来るわけですから、この数値目標自体を例えれば下げるとかというふうにするとかはできないんですかね。

末吉課長 未達成の要因は外的な要因なんですが、市長部局の組織目標は、達成と未達成の2つしか選択肢がございません。達成水準が29,945人ですので、1人でも少なければ未達成ということになります。

- 本仲委員 ですから、この未達成というのは、そんなに問題じゃないなと思いますね。
- 末吉課長 ありがとうございます。
- 比嘉委員 ただ、この要因は玉陵にも識名園にも該当する要因ではないんですか。でも、玉陵も識名園も達成しているということは、この壺屋焼物博物館の方はこれがなかったとしても達成しなかったということはないですか。台風の影響とか、条件は一緒ですね。
- 田端教育長 はい、どうぞ。
- 末吉課長 玉陵に関しては、要因に書いておりますけれども、今回、国宝指定になりましたので入園者が例年に比べて増えております。識名園に関しましても、今月の16日から24日まで人間国宝の平良 敏子さんの記念展が開催されておりまして、2倍から3倍位の入園者がございまして、今回は目標値を達成する見込みでございます。もし この平良 敏子さんの記念展がなければ、未達成になっていたかと思います。
- 比嘉委員 それでは壺屋焼物博物館も何かたくさん人が来るような企画をすれば大丈夫だということではないでしょうか。
- 末吉課長 壺屋焼物博物館でも、今回、一括交付金を活用いたしました特別展「民芸の壺屋」を開催いたしまして多数の入館者がございました。しかしながら文化の日の無料開館の時に、例年、数千人の入館者がいるんですけども、今回は雨天でこれが減少したということです。
- 田端教育長 企画をして、それが悪天候で不発に終わったということが大きな要因ということですね。
- 比嘉委員 天候に左右されない企画を考えていただけたら良いかなと思います。がんばってください。
- 田端教育長 他にありますか。はい、喜屋武委員、どうぞ。
- 喜屋武委員 ちょっと聞いてもいいですか。壺屋焼物博物館も識名園も玉陵もそうなんんですけど、祝祭日とか年末年始の開館の状況というのは、どのようになっているのですか。教えていただきたいと思います。
- 田端教育長 はい、どうぞ。
- 山城主幹 壺屋焼物博物館の場合は、月曜日が休館日なんですね。祝祭日は開館しております。そして休館日の月曜日に祝祭日があたるも開館しております。ただ、年末年始については、本庁、他の市町村と同じように休館という形を取っております。
- 喜屋武委員 そこを踏まえてですが、ここに私は不満を持っておりまして。私は何度か、県外のお客さんを識名園などに連れて行こうかと思うんですけど、皆、年末年始に來るのに、年末年始に文化に触れられないというジレンマがあるんです。今回の10連休、来年の正月も10連休なので、ここは何とか工夫をしていただきたいと思っています。沖縄は観光で成り立っていますし、文化で發展してきた那覇市なので、ここは改善して

いかなくてはいけないのかなと。皆さんのお休みということもありますけれども、ここはどのようにか頑張らないといけない部分なのかなと、私、前に生涯学習推進協議会の委員の時から言い続けているのですが、ここでももう一回言いたいと思います。

田端教育長 ご検討ください、よろしくお願ひします。はい、他にございませんでしょうか。しかしこのブームに乗るということは、とても大事なことかなと思いますが、関係規則とかあるんですけれども、ここら辺は前向きに考えていただきたいと思います。大丈夫でしょうか。それでは、報告2「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）」は、これで終了したいと思います。

それでは、報告3「平成30年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」の説明をお願いします。山内生涯学習部副部長、お願ひします。

山内副部長 報告3「平成30年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」、平成30年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について、別紙のとおり報告する。平成31年3月28日提出。教育長 田端 一正。報告理由 平成30年度の教育行政マネジメントシステムについて、那覇市教育行政マネジメントシステム要項第6条の規定に基づき、その実施結果を報告いたします。内容については総務課の方からご説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願ひします。

仲程課長 それでは1ページをお開きください。上段のほうの目的等については、中間報告の中でも説明させていただいておりますので割愛いたしまして、中段の表1をご覧ください。表1は、平成30年度達成状況が表に、それぞれの区分ごとに載ってございます。表2の達成状況の区分と併せてご覧ください。まず達成状況といたしましては、全事業33件ございまして、達成が27件で81.8%、概ね達成が4件で12.1%、一部達成が2件で6.1%、未達成はございませんでした。達成と概ね達成を合わせますと、31件で93.9%ということになりました。2ページをご覧ください。マネジメントの年間スケジュールでございますけれども、詳細は省略いたしますけれども、表の一番下の方をご覧になってください。実施結果を教育委員会会議に報告をいたしまして、各課に通知をします。それからホームページ等でこの結果を公表するという予定にしてございます。続きまして3ページをご覧になってください。3ページはマネジメント区分ごとのマネジメント事業の所属別の集計でございます。生涯学習部では合計15件、学校教育部では合計18件の事業、合計33件の事業のマネジメントを行ったということの表でございます。4ページをお願いいたします。ここはマネジメントの達成状況別集計表ということで各事務事業の達成状況を一覧にしてあります。事務事業ごとの個別の内容につきましては、5ページ以降にそれぞれ掲載しております。この中から教育長マネジメント2件、課長マネジメントで一部達成となっているものについて、詳細に担当の方から説明をいたします。よろしくお願ひします。

田端教育長 はい、どうぞ。

奥浜主査 それでは5ページをお願いします。No 1 「地域学校協働活動推進事業」をご覧ください。年度目標が①から③の3つございますが、そのうち②と③のみ達成をしておりますので、達成状況は「一部達成」となっております。達成状況の説明としましては、関係課と共通理解を図り、モデル校候補として城南小学校・仲井真小学校・曙小学校・小禄南小学校の4校を選定しましたので、年度目標の②と③は達成をしております。この4校は、本庁地区・真和志地区・首里地区・小禄地区の4地区からバランスよく選定をしております。年度目標①については、市長部局で「那覇市の新しい地域社会の創造会議」の中で、本事業と同様な仕組みづくりの動きがあります。そちらとの整合を図る必要が生じたため、推進員の役割等が明確化できておりませんでしたので、年度目標①は未達成となっております。この創造会議において、小学校区単位で地域と行政をつなぐコーディネーターを配置する計画がありますが、まだ詳細が決まっていないということもありまして、推進員の役割等が明確化できておりません。今後の予定事項及び課題としましては、1つ目が校区まちづくり協議会や那覇市新しい地域社会の創造会議との連携融合を検討します。2つ目が推進員設置要綱案を作成し、推進員の役割を明確化します。また、候補校の地域で学校と関わっている団体からも意見を聞くなど事業の具体化を目指すということでございます。

その下のNo 2 「小中一貫教育の推進」をご覧ください。達成状況は「概ね達成」となっております。概ね達成の理由としましては、年度目標①と②について、各中学校グループの取り組み状況にまだ差がありますが、小中一貫教育の成果・課題等について、保護者や地域との情報の共有が不十分であるためということでございます。今後の予定事項及び課題としましては、小中一貫教育の導入時期やグループの規模が異なるため各グループの小中一貫教育の推進状況に差があることや、教職員の人事異動に伴う取り組みの停滞等が見られる。今後、各グループの取り組み状況の差を無くし、小中一貫教育目標の実現に向け、各グループが主体的にマネジメントできる体制づくりが課題ということでございます。

17ページをお願いします。No 2 1 「老朽化した給食センターの維持管理」をご覧ください。年度目標が①と②の2つございますが、そのうち①のみ達成をしておりますので達成状況は「一部達成」となっております。達成状況の説明としましては、各給食センターにおいて、施設の点検を行い、給食に影響が出ないように施設修繕の緊急度ランクを設定し、適切な予算執行を図ったということで年度目標①は達成しました。年度目標②については、真和志給食センターに隣接する土地の一部を借用し、貯水槽を解体する予定でありましたが、地権者との交渉を継続する必要があり、実施できませんでしたので、年度目標②は未達成となっています。

今後の予定事項及び課題としましては、平成31年度に改めて隣接地の地権者と交

渉し、解体工事を行うということでございます。解体工事の時期としましては、夏休みに実施予定ということでございます。説明は以上です。よろしくお願ひします。

田端教育長 ありがとうございます。では、この件について、ご意見、ご質問等、ありましたらお願いします。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 5ページの「小中一貫教育の推進」ということで、小中一貫教育の推進状況に差がみられるという報告があるんですけれども、具体的にどういう形の差があるのか、教えていただけますでしょうか。

奥浜主査 グループによっては保護者への情報発信が進んでいないというグループがあるということで、それがやっぱりグループ間の差があるというふうに聞いております。

田端教育長 奥間学校教育部長、どうぞ。

奥間部長 情報の発信もそうなんですけれども、例えば、グループによって授業研究会を持ち方等がまちまちであるということで、1つのグループは小中全職員が参加をして授業研究会をやるグループもございます。ところが他のグループでは、時間が空いた職員が行ってその授業を見るという形があつたりと、なかなか共有が進んでいないというグループもあります。ただ、授業日数の確保とかいろんな条件があるので、これは一概にそれは駄目ですよとは言えないものですから。ただ、教育長マネジメントである以上は、やっぱり理想としては、全教職員がここで公開授業をやって、その後に授業研究会に参加をして、さらにそのグループの小中一貫の目標、そういうものを確認して共有をするという形が理想ですが、ここが不十分なところがあるということでありました。ただ、これも開始した時期が違うという部分がありますので、そういう部分は徐々に解消をされてきております。ただ現状として、まだそれは残っているということでご理解をいただければ良いかなということです。

本仲委員 例えば、最初からやっている神原中学校校区、あの辺はどんどん進んでいますか。

奥間部長 神原とか小禄地区は進んでいます。

本仲委員 学校計画訪問で天妃小学校に行った時に、上山中学校区はパンフレットを出していましたね。あれは先程の地域や保護者に対する情報発信と言う意味でも、とても良いなと思ったんですよ。学校間で差がみられるというのは、今、奥間学校教育部長のお話で、大体、要因は分かっているような感じがするんですよ。そういう意味では、ある意味で、強い行政指導が必要じゃないかなと思うんですね。例えばパンフレットを出してくださいとかね。学校間の授業の連携、そういうふうなことをこういう形でやってくださいとかね。そういうふうな方向性が出せないのかなと思います。例えば学校にはいつも教育計画を、毎年出させていますよね。こういうふうな形で小中一貫教育は那覇市の目玉であるので、こういうパンフレットを出して保護者に発信してくださいと、ホームページにも出してくださいと、授業研究のあり方あるいは連携のあり方はこうしてくださいと。しっかりひな型を行政のほうから示してやっていくと、

この辺は上手い具合に連携を取りながら、これは行政上必要な部分もあるんじゃないかなと感じますね。

奥間部長 今後、第3ステージに向けて取り組んで行かないといけませんので、この辺は段階を踏んでという形で進めていければと考えています。

本仲委員 この間、小学校で教育長祝辞を僕は代読で読んだんだけど、その中でも「皆さんは、小中一貫教育を受けて」ということが書いてあるので、小中一貫教育は保護者も知っていることだと思うし。これは那覇市の教育の目玉だから、これを強く進めていただきたいなと思いますね。

田端教育長 時間の進行もございますが、後、ご意見等、ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは報告3「平成30年度マネジメントシステムの実績結果について」は、これで終了したいと思います。

それでは続きまして、議案第41号「那覇市スポーツ推進計画の策定について」を議題といたします。山内生涯学習部副部長、お願ひします。

山内副部長 議案第41号「那覇市スポーツ推進計画の策定について」、那覇市スポーツ推進計画を別紙のとおり策定する。平成31年3月28日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市ではこれまで（旧）スポーツ振興法に基づき「那覇市スポーツ振興基本計画」を策定し、スポーツ・レクリエーションの振興に取り組んできたところであります。今後、スポーツ基本法第4条及び第10条に基づき、市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみ、健康で明るく生活ができるまちづくりを推進するための「那覇市スポーツ推進計画」を策定する必要があります。当該計画を作成するにあたり、那覇市スポーツ推進審議会条例第2条第1項第1号に基づき、平成30年7月26日付諮問第2号で那覇市スポーツ推進審議会に諮問を行ったところ、平成31年3月20日に答申がなされたことから、これに基づき、別紙のとおり那覇市スポーツ推進計画を策定するので、この案を提出いたします。内容につきましては、市民スポーツ課の方から説明いたします。

田端教育長 山下市民スポーツ課長、お願ひいたします。

山下課長 説明させていただきます。まずお手元に配布してある資料はスポーツ推進計画、これは本編と資料編からなっております。それから参考資料といたしまして概要版、それから答申、関係法令を付けております。説明に入ります前に、1ヶ所訂正をお願いいたします。スポーツ推進計画本文、本編の32ページにスポーツ指導者登録者数の一覧表が載せてありますけれども、この全国の合計欄、※印で180, 982人と書いてありますけど、これを訂正いたしまして553, 402人に訂正をお願いいたします。そして、その下の※印、「スポーツ指導者指導基礎資格」についての記載は削除をお願いいたします。ちょっと煩雑で分かりにくいと思われますので表記を訂正いたします。以上でございます。

では説明に入らせていただきます。このスポーツ推進計画につきましては、提案理由にもありますとおり7月26日に教育長から那覇市スポーツ推進審議会に諮問を行っております。それに先立ちまして、4月10日の教育委員会会議におきまして議案として付議いたしました、この時に根拠法令・スケジュール等について概要の説明をいたした次第でございます。その後、那覇市スポーツ推進審議会での諮問、審議を経て、3月20日に答申がなされたのが別紙の計画のとおりでございます。このスポーツ推進計画の本編部分が答申の具体的な内容となってございます。以下、説明につきましては概要版の方で説明させていただきますので概要版をご覧ください。概要版は本編をまとめた内容となっております。まず概要版の1ページと2ページでございます。これは本編の第1章にあたりまして、計画の基本的な考え方になってございます。先にありました平成18年9月の那覇市スポーツ振興基本計画から時間が経っておりますとおりまして、その後、国の法改正もなされていることから、今日に基づく必要な計画について、今回策定する次第でございます。2ページが計画の位置づけでございます。国・県における計画を参照しながら、また、那覇市においては、ちょうど平成30年12月に第5次那覇市総合計画が制定されましたことから、これに整合させる形で那覇市スポーツ推進計画を策定しております。策定にあたりましては、関連する諸計画を参考し、これに基づく内容となっております。この計画の期間でございますけれども、2ページの下の方に2019年度（平成31年度）～2028年度までの10年間としてございます。ちょうど那覇市総合計画と軌を一にする形になっております。そして基本的に毎年度進捗状況を確認しながら中間年度の2023年度、ちょうど真ん中の5年の時点で見直しを行う予定でございます。その頃、第5次那覇市総合計画の見直しの時期として、また、国や県の計画につきましても、ちょうど2021年にいったん終わりまして、新たな計画の見直しが行われるであろうことから、この辺の計画も踏まえつつ、見直しを行う予定としてございます。

概要版にはございませんけれども、本編では5ページから36ページにおきまして、第2章といたしまして、那覇市のスポーツを取り巻く現状と課題について解説を行っております。これは計画の策定にあたりまして、小中高校生・一般市民に対して市民アンケートを実施し、また、関係団体の聞き取りや市役所関係部局への確認を行った内容をまとめたものでございます。その詳細につきましては58ページ以下の資料編に掲載しております、本編の第2章はその抜粋になっております。市民アンケートによって、特にスポーツ活動の実態や市民の要望が明らかになったものと考えてございます。

そして概要版の3ページと4ページでございますけれども、こちらは本編で第3章にあたります。「那覇市が目指すスポーツ社会」ということになっております。目指す将来像といたしまして「どこでも誰でも生涯スポーツができるまち、N A H A

～『生涯スポーツ社会』の実現～』というふうに謳っております。これは第5次那覇市総合計画の施策26「どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる」を基にいたしております。また、本計画では数値目標を設定いたしております。国のスポーツ基本計画で数値目標が設けられることから、これに合わせる形で、平成28年度成人のスポーツ実施率、現状に対しまして、週1回以上のスポーツ実施率を65%以上、週3回以上を30%以上、また、特に障がい者のスポーツ実施につきましても、国の計画に合わせまして、週1回以上を40%程度、週3回以上を20%程度というスポーツ実施率の数値目標を設定してございます。

続きまして概要版4ページでございます。この計画を実施するにあたりましての具体的な施策体系が4ページになっております。全部で4つの施策からなりまして、それぞれの具体的な施策を展開する内容となっております。この具体的な内容につきましては、概要版での5ページから8ページまでとなっております。本編での第4章にあたります。時間の関係もありますので、かいつまんで概要を説明させていただきます。まず5ページの上のほうから順に、施策1 市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの推進ということで、市民の各年代、ライフステージに合わせましたスポーツ活動の推進ということをまず最初に謳っております。その最初に、1-1 幼児・児童・生徒のスポーツ・レクリエーション活動の推進につきましては、もっぱら幼児学校教育等が中心になりますとおり、幼児を対象としたスポーツ・レクリエーション活動の実施・支援・推進、あるいは運動部活動の活性化と適正化の促進、さらに、現在すでに行っておりますけれども、児童生徒のスポーツ県外派遣支援等も含めまして、その他指導者の派遣推進、スポーツ教室の充実、イベント開催等の内容となってございます。その次、1-2 成人及び高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進ということで、スポーツ教室の充実、スポーツ指導者の派遣推進、各種競技大会やスポーツイベントの開催等の内容となってございます。6ページに移りまして、1-3 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の推進が3番目の柱となっております。成人及び高齢者と内容は重なってございますけれども、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の推進、障がい者スポーツ団体の活動支援、スポーツ大会の開催等を行う内容となっております。以上、この施策1がいわば市民のライフステージに合わせた横軸にあたるものに対しまして、施策2では縦軸にあたるような形になっておりまして、身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備ということで、各ジェネレーションに共通する課題について施策を整理してございます。2-1 市民が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境といたしまして、もっぱらこれはハード面を中心とした整備内容となっておりますけれども、今、すでに実施している内容も含めまして、スポーツ施設の整備充実、スポーツ施設の管理運営の充実、学校体育施設

の整備充実、最後の方では公園施設の設備充実等を謳ってございます。続きまして7ページをご覧ください。7ページは同じく施策2のうちの一つでございますけれども、2-2 スポーツ・レクリエーションの普及、指導を行う人材・団体の育成・支援ということで、こちらはソフト面について謳っている内容となってございます。すでに行っている内容を含めまして、スポーツ推進委員の育成活動支援、指導者の育成、その他団体への活動支援といたしまして、体育協会や総合型地域スポーツクラブ・その他競技団体の支援ということをその内容としています。また、2-3 スポーツ・レクリエーション活動の振興に向けた啓発及び情報発信ということで、運動習慣定着に向けた啓発と実践への支援、わかりやすい情報提供の推進ということを謳ってございます。続きまして8ページに移りまして、これは第5次那覇市総合計画でも謳っておりますけれども、施策3 スポーツコンベンション拠点地としての魅力向上ということを謳ってございます。御承知のとおり、那覇市では観光課を中心といたしまして、野球チームの応援を行っている所でございますけれども、これを基に、3-1 スポーツイベント、キャンプ、合宿等の誘致・開催促進ということで、具体的な施策といたしましては、スポーツ合宿等の誘致・開催促進、プロスポーツを身近に感じることのできる環境の推進と謳っております。これは沖縄県の21世紀ビジョンでも謳われていますスポーツアイランドの確立を推進し、スポーツアイランド沖縄の中心的役割を担う施策を行うものでございます。最後に施策4 行政、学校、地域、企業、スポーツ団体等との連携・協働推進ということで、第5次那覇市総合計画で謳っております「協働によるまちづくり」の一環として、行政、学校、地域、企業、その他との連携・協働を推進しながらスポーツ推進に向けての各施策を進めていくということを内容としてございます。

続きまして、概要版にはございませんけれども、本編57ページ第5章 計画の推進に向けてということで、施策の進行管理、検証・評価につきましてもPDCAサイクルの考え方の下、施策内容・成果の検証・審議会への報告等を内容としながら、5年後の見直しを、その内容とするものとなってございます。説明につきましては、以上でございますけれども、先行した平成18年度スポーツ振興基本計画と比べまして、主な違いといたしましては、まず1番目 市民アンケート実施による実態の把握を行ったこと。2番目 数値目標の設定を行ったこと。3番目 障がい者スポーツについての項目を設けたこと。4番目 スポーツアイランドの確立を推進することを目的にスポーツコンベンションに関する項目を設けたこと。5番目 計画の検証、5年後の見直しについての計画を設けたことでございます。最後に計画をまとめるにあたりまして、スポーツ推進審議会から答申が出されておりますけれども、答申として出されている意見について、ちょっと読み上げさせていただきます。「本計画の推進にあたっては、市民への周知や協力の呼びかけを行うとともに、関係機関・団体と密接な

連携を図るなど、計画にある諸施策が着実に実行されるよう求めます。」これが、その答申の内容となってございます。計画の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

田端教育長 ありがとうございます。ちょっと休憩します。

～休憩～

～再開～

田端教育長 再開します。それでは比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 スポーツに関してですが、私は5分、10分のウォーキングも自分の中ではスポーツという感覚でいるのですが、スポーツの定義というのにはありますか。

田端教育長 山下市民スポーツ課長、どうぞ。

山下課長 定義は様々あるかと思いますけれども、本計画では本編の1ページの方に「スポーツとは」ということで記載をしております。そこに書いてあるますとおり、競技スポーツだけではなく、健康維持や仲間との交流などを目的として行われる、散歩やジョギング・ランニング、ダンスや体操等、様々なニュースポーツなどもスポーツとして位置付けられていますということです。じゃあ、散歩がどの位やつたらスポーツとなるかというと、当然、これは個人によって様々あるかと思います。その個人の状況に応じまして、ある方にとっては30分で運動になるかと思いますし、15分でも十分運動になる方もいらっしゃるかと思います。その辺は、個人に合わせますので、それらを含めて全て散歩等も含めまして、このように体を動かすことを幅広くスポーツというふうに捉えているところでございます。

比嘉委員 はい、ありがとうございます。

田端教育長 他にありますでしょうか。はい、どうぞ。

島袋主幹 補足させていただきます。今回の市民アンケートにつきましては、1日当たり30分以上の運動やスポーツを行いましたか、という形での市民アンケートでの結果というふうに載せてございます。

田端教育長 大丈夫でしょうか。答申に留意としてあります、市民への周知、協力の呼びかけ、それから関係機関・団体との連携というのは、直接このスポーツ推進審議会の会長からも、これはしっかりとやってくれというふうに答申の時にありました。せっかく、本計画ができて、関係各課や市民への周知がとても大きなカギを握っていますので、ぜひこれが実現に至るように、この10年間の間に頑張っていきたいなというふうに考えているところであります。那覇市の健康課題がありますので、そこでも「健康なは21」とかいろんな計画等と合わせながら、市民の健康に直結するように、私達に課せられた課題というのは、とても大きいと思うんですよ。これをしっかりと実践していくことが大事だとありますので、答申を見て頑張っていきたいなと、とても感じました。他によろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。大変な計画の取りまとめに、感

謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは議案第41号「那覇市スポーツ推進計画の策定について」は、原案のとおりで異議はございませんでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第41号「那覇市スポーツ推進計画の策定について」は、議決いたしました。

以上を持ちまして平成30年度第22回教育委員会会議（定例会）を終了いたしました。

案件の審議結果

議案第38号	那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第39号	那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定について	原案どおり可決
議案第40号	那覇市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について	原案どおり可決
議案第41号	那覇市スポーツ推進計画の策定について	原案どおり可決
議案第42号	那覇市学校給食運営審議会規則制定について	原案どおり可決
議案第43号	那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第44号	那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
報告4	教育長が臨時代理したことについて ※教職員の内申について	承認